

『阿弥陀経』における 「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

畝 部 俊 英

はじめに

又舍利弗、極楽国土、七重欄楯・七重羅網・七重行樹。皆是四宝、周匝围绕。是故彼国、名曰極楽。⁽¹⁾

(また舍利弗、極楽国土には、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり。みなこれ四宝、周匝し围绕せり。このゆえにかの国を、名づけて極楽という。)

この箇所に対応する梵文『阿弥陀経』(*The Smaller Sukhāvativyūha*)の文は、次のようである。

punar aparaṃ Śāriputa Sukhāvati lokadhātuḥ saptabhir vedikābhiḥ
saptabhis tālapaṅktibhiḥ kaṅkaṇijālais ca samalaṃkṛtā samantato
'nuparikṣiptā citrā darśaniyā caturṇaṃ ratnānām | tad yathā suvarṇa-
sya rūpyasya vaiḍūryasya sphaṭikasya | evaṃrūpaiḥ Śāriputra buddha-
kṣetraguṇavyūhaiḥ samalaṃkṛtaṃ tad buddhakṣetram ||⁽²⁾

(また、次に、シャーリプトラよ、極楽世界は、七 [重] の欄楯、七 [重] のターラ樹の並木、鈴のついたもろもろの網によって飾られ、ぐるっと围绕され、きらびやかで、美しい。[それら七 [重] の欄楯などは] 四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている。シャーリプトラよ、かの仏国土は、このような、仏国土のもろもろの功德の莊嚴によって、飾

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

られているのである。）

『阿弥陀経』（および梵文『阿弥陀経』）において、まず問題となるのは「皆是四宝」（梵文では「四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている」）の箇所⁽¹⁾の扱いである。従来の読みは「みなこれ四宝をもって」となっているのであるが、岩波文庫本『阿弥陀経』の「漢文書き下し」では「みなこれ四宝」となっていて⁽³⁾、註において「梵本和訳⁽⁴⁾、153ページ註「四つの宝石からできている」参照」とある⁽⁴⁾。その指示にしたがって、その註を見てみると「その原語 *caturṅgāṃ ratnāṅgāṃ* をどの近代翻訳者も「四種の宝で飾られている」「四種の宝で美しい」と解する。しかし属格をそのように解することは困難であろう。これは材料を示す属格 (*genitivus materiae*) と解すべきである。(Speyer: *Sanskrit Syntax*, § 113, p.84) すなわち欄楯、並木、鈴（鈴のついた網—筆者）などが四つの宝でつくられているのである⁽⁵⁾とある。「皆是四宝」とは「皆是」で「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」を受けて、「それらはみな四宝からできている」ということである。このことは、既に香月院も注意していて、「圍繞とは取りかこむこと。此を四宝をもてとよむは不可なり。只四宝とよむが可なり。…。皆是と云ふを周市圍繞まで以てくる義なり」と述べている⁽⁶⁾。但し、梵文では文法上、「極楽世界は…四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている」と読める。そこで、このままでは意味が通らないので、岩波文庫本の梵本和訳に「それらは」と補ってあるように「[それら七〔重〕の欄楯などは] 四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている」と訳しておく。

ところで、香月院は、この「讚宝樹莊嚴」の箇所を講義している中で、極楽世界をどのように見るのかという重要な問題を提起している。

四五

七重行樹とは定善義^{十二}右に観経の宝樹観の文の七重行樹を釈して。善導已前の古師の中に此七重行樹と云ふを極楽のぐるりを取回して七重の並木あることちやと解して書いてあるとみえる。善導夫を初めに破して弥陀

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

の浄土は廣大無辺際の浄土。豈ただ一の七重の行樹のみならんや。極楽には所所に宝樹の林あり。夫を七重の行樹と説いた者ぢやとあり。さればなぜ七重と云ふやと云ふに善導の釈は諸の宝樹の一本一本の樹にみな七重づつあり。夫は一本の樹に根茎枝條葉華果実の七つあり。それを金銀瑠璃等の七宝をもて成ず。大経の説の如く或は根金なれば茎は銀と云ふ如く七宝で成じてあり。其根茎等の七宝をもて互に入れ違へ入れ違へに成りてあるの故に具さに四十九重あり。夫を経文に七重行樹と説くと釈してあり。是れ古今の諸師申さぬ所なり。…さて欄楯羅網を七重と説いたは如何と云ふに。観経の上にも一一の樹の上に七重の羅網ありと説いてあり。七重の網が宝樹の上に幾重にも重ねてあると云ふ是は七重に限りはせぬなり。…欄楯も無量の雑宝をもて成ず。故に百千重の欄楯なり。…如是莊嚴した所の宝樹が極楽国中には所所にあり。故に称讚浄土経には所所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹と説き給ふ。⁽⁷⁾

『観無量寿経』には、定善十三観の中で極楽を観想する第四観として「宝樹観」が説かれている。その初めに「宝樹を観ずとは、——にこれを観じて、七重の行樹の想をなせ」とある。⁽⁸⁾このことについて『観経疏』・「定善義」において善導大師は「これ弥陀の浄国広闊無辺なることを明かす。宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」と述べているのであるが、⁽⁹⁾香月院はこの善導大師の解釈を取り上げて「善導已前の古師の中に此七重行樹と云ふを極楽のぐるりを取回して七重の並木あることぢやと解して書いてあるとみえる。善導夫を初めに破して弥陀の浄土は廣大無辺際の浄土。豈ただ一の七重の行樹のみならんや。極楽には所所に宝樹の林あり。夫を七重の行樹と説いた者ぢやとあり」と説明している。すなわち、善導大師が極楽を「弥陀の浄国広闊無辺」と言い、香月院が「弥陀の浄土は廣大無辺際」と述べているのは、『無量寿経』や天親菩薩の『浄土論』の所説を受けたものであり、⁽¹⁰⁾その廣大無辺際の浄土が、善導大師以前の古師が解したような、ただ一つの七重の行

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

樹によって周辺が囲まれ、限定されている国土であるはずがないという、善導大師の極楽に対する見解がここに述べられていると、香月院は見ているのである。このような『観経疏』・「定善義」における善導大師の極楽に対する見方は絵画によっても表現され、日本では当麻寺の曼荼羅図などに認められる。その「宝樹観」を描いた箇所では七重の行樹が羅網で覆われ、羅網のあいだにいくつかの宮殿が見られ、行樹の根もとに欄楯が描かれている。ここでは、七重の行樹が欄楯、羅網そして宮殿などによって荘厳されていて、それが宝樹と呼ばれる所以ともなっており、極楽の各所にあり、また列をつくり、処々に宝林となっているのである。上に掲げた香月院の言葉では「如是荘厳した所の宝樹が極楽国中には所所にあり」と述べ、その経証として「ゆえに称讃浄土経には所所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹と説き給ふ」と玄奘訳『称讃浄土仏摂受経』（以下『称讃浄土経』という）の文を引いている。⁽¹¹⁾この『称讃浄土経』については、藤田博士によって誤訳例の指摘などがあり、その訳出についての疑念が提示されている。⁽¹²⁾したがって、この「所所皆有…宝多羅樹」の箇所についても注意を要するので、後に取り上げてみたい。

さて、以上のような香月院の所説によって気付くことは、『阿弥陀経』・「讃宝樹荘厳」の文を理解するについて、『観無量寿経』に基づく善導大師の「宝樹観」の解釈が適用されているということである。したがってこの箇所の科文も「讃宝樹荘厳」と言われているのである。ではこれに対し、現代の諸学者が〈阿弥陀経〉によって、極楽世界についてどのようなイメージを提示しているかを瞥見してみよう。

〈阿弥陀経〉における極楽の光景について、中村博士はインド学的視点か

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

ら、インドの霊場に関係づけて解明され⁽¹³⁾、平川博士は仏教学的視点から、インドの仏塔に関係づけて解明され、仏塔が極楽浄土のモデルであるということ⁽¹⁴⁾を主張されたのであるが、両博士の所説にもとづいて、藤田博士は「類似説からみた起源考」⁽¹⁵⁾における五番目の類似説として「仏塔の記述」を取り上げ、「作塔法」を述べている諸律蔵のうち『僧祇律』卷三十三の箇所を引用した後で、次のようにコメントしている。

まず、「塔を作る法」は仏塔そのものの構造を示したものであるが、それは現存のサーンチーのストゥーパに見られるような構造に対応するものであることが明らかであろう。ここで記される「欄楯」は、サーンチーの欄楯によって確かめられるものであり、それを巨大化して七重にすれば、極楽の「七重の欄楯」の観念が得られるであろう。つぎに「塔の園林」については、種々の樹を植えて、常に華があることを記しているが、これは極楽に園林・宝樹・宝華があるとするのに対応するであろう。この『僧祇律』には記していないが、『五分律』によると、「塔の左右に樹を植える」ことが説かれている。とすると、これはストゥーパの参道が並木であることを意味するわけであり、これを大規模にして七重にすれば、極楽の「七重のターラ樹の並木」の観念が成立するであろう。つぎに、「塔の池」は明らかに仏塔に付属した浴池であり、そこに青・赤・黄・白の蓮華があるとするのは、極楽における蓮池を髣髴せしめるのに十分である。…⁽¹⁶⁾

以上のように、『阿弥陀経』の「七重の欄楯」や「七重の行樹」や「蓮池」などについて考えることのできる手がかりは、インドのサーンチーに現存するような、仏塔のまわりを囲む欄楯や、霊場へ至る参道の両側に列をなして聳え立っている並木や、仏教の遺跡や、ヒンドゥー教の寺院などに見られる、四角形で、階段のある浴池などである。梵文と漢訳の『無量寿経』および『阿弥陀経』を英訳したゴメス博士は翻訳者のイメージとして、それらを略図にして提示している⁽¹⁷⁾。したがって、『阿弥陀経』によれば、極楽国土は現

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

在仏の阿弥陀仏を中心に、七重の欄楯が圍繞し、七重の行樹が聳え立ち、七重の羅網（梵文『阿弥陀経』では「鈴のついたもろもろの網」とあって、七[重]とはなっていない）が覆い、周辺には蓮池、その他、以下順を追って取り上げていくような、もろもろの荘嚴によって飾られている世界である。

2

ところで、パーリ、阿含（梵文を含む）、そして大乘經典の中には、ある都城、場所、あるいは世界などについて説く、その描写の中に「七重欄楯」、「七重行樹（七重宝多羅樹、七宝行樹）など」、「七重羅網（七宝交露）」、または「七重欄楯・七重羅網（七重交露、七重鈴網、七宝交露）・七重行樹（七重多羅行樹など）」とあるものがある。それらの大半は、藤田博士が「類似説からみた起源考」⁽¹⁸⁾で取り上げている、『阿弥陀経』の成立に先行し、『阿弥陀経』における極楽の觀念の形成に影響を与えたと思われる經典である。それは次のような經典である。

〈大善見王経〉類

◇「（七[重]の垣、…）七[重]のターラ樹の並木」とあるもの

(1) パーリ文『大善見王経』(*Mahāsudassana-suttanta*)⁽¹⁹⁾

(2) 梵文『大善見王経』(*Mahāsudarśanasūtra*)⁽²⁰⁾

(3) チベット語訳『大善見王経』⁽²¹⁾

◇「（垣牆七重、…）周匝七重、行四宝多羅樹」とあるもの

(4) 僧伽提婆訳『中阿含経』・『大善見王経』⁽²²⁾（398年訳出）⁽²³⁾

◇「（其城七重、…）…欄楯亦復七重」とあるもの

(5) 竺仏念訳『長阿含経』・『遊行経』⁽²⁴⁾（413年訳出）⁽²⁵⁾

◇「（七重城、…）七重欄楯、…、七重宝多羅樹、…、羅網」とあるもの

(6) 闍那崛多訳『仏本行集経』⁽²⁶⁾（591年訳出）⁽²⁷⁾

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

◇「(七重垣院、…) 多羅樹、…、欄楯」とあるもの

(7) 義浄訳『根本説一切有部毘奈耶雜事』(701年訳出)⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

〈世記経〉類

◇「七重欄楯・七重交露・七重行樹」とあるもの

(8) 法炬訳『大樓炭経』(291～312年訳出)⁽³⁰⁾⁽³¹⁾

◇「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」とあるもの

(9) 竺仏念訳『長阿含経』・『世記経』(413年訳出)⁽³²⁾⁽³³⁾

◇「七重欄楯・七重鈴網・七重多羅行樹」とあるもの

(10) 闍那崛多等訳『起世経』(597～604年訳出)⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾

(11) 達摩笈多訳『起世因本経』(605～617年訳出)⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

小品系〈般若経〉類

◇「(七〔重〕の垣、…) 七〔重〕のターラ樹の並木、…、金の鈴のついた網」とあるもの

(12) 梵文『八千頌般若経』(*Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*)⁽³⁸⁾

◇「(其城七重、…) 七宝琦樹、…、七宝交露」とあるもの

(13) 支婁迦讖訳『道行般若経』(179年訳出)⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾

◇「(其城七重、…) 七宝琦樹、…、宝交露」とあるもの

(14) 支謙訳『大明度経』(222～253年訳出)⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾

◇「(其城七重、…) 七宝行樹、…、宝鈴羅網」とあるもの

(15) 鳩摩羅什訳『小品般若波羅蜜経』(408年訳出)⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

◇「(其七重城、…) 七宝行樹、…、宝網」とあるもの

(16) 施護訳『仏母出生三法藏般若波羅蜜多経』(1004年訳出)⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾

大品系〈般若経〉類

◇「(其城郭以七宝七重、…) 七宝樹羅列重行(宝樹行列)、…、五百欄楯、…、七宝鈴」とあるもの

(17) 竺叔蘭訳『放光般若経』(291年訳出)⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- ◇「(其城七重、…) 欄楯皆以七宝、…七宝行樹、…鈴網」とあるもの
(18) 鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜經』⁽⁴⁹⁾ (404年訳出)⁽⁵⁰⁾
- ◇「(七重垣牆、…) 七重欄楯、…七重行列宝多羅樹、…覆以金網連以宝繩、懸以金鈴綴以宝鐸」とあるもの
(19) 玄奘訳『大般若波羅蜜多經』・「初会」⁽⁵¹⁾ (660～663年訳出)⁽⁵²⁾

その他の大乘經典

- ◇「(其大城壁七重、) 七重欄楯・七重行樹・七重交露」とあるもの
(20) 竺法護訳『海龍王經』⁽⁵³⁾ (285年訳出)⁽⁵⁴⁾
- ◇「七重欄楯・七重行樹・七重交露」とあるもの
(21) 竺法護訳『普曜經』⁽⁵⁵⁾ (308年訳出)⁽⁵⁶⁾
- ◇「七重欄楯・七重宝網、…、宝樹行列」とあるもの
(22) 鳩摩羅什訳『華手經』⁽⁵⁷⁾ (406年訳出)⁽⁵⁸⁾
- ◇「(其城七重、…) 七重行樹、諸宝羅網」
(23) 鳩摩羅什訳『持世經』⁽⁵⁹⁾ (401年以後、卒年とされている409年までに訳出)⁽⁶⁰⁾
- ◇「(有一大城、…) 七重行樹、…、七重鈴網、七重羅網」とあるもの
(24) 菩提流志訳『被甲莊嚴会』⁽⁶¹⁾ (『大宝積經』、706～713年訳出)⁽⁶²⁾

以上、「七重欄楯」、「七重羅網」、「七重行樹」、そしてこれらに近い語句のいずれかがある、または「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」、そしてこれに近い語句がある、パーリ、阿含、大乘の、ほぼすべての經典をここに取り出してみた。

さて、これら24例を見比べてみると、『大樓炭經』では「七重羅網」が「七重交露」となっているが「七重欄楯・七重交露・七重行樹」、『世記經』では「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」、『起世經』と『起世因本經』では「七重欄楯・七重鈴網・七重多羅行樹」とあって、『阿弥陀經』の「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」と一致するのは〈世記經〉類であることが判明する。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

断定することはできないが、この「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」とある箇所については、『阿弥陀経』の原本は既に成立していた〈世記経〉の表現を取り入れたと見てよいのではないかと思う。その〈世記経〉類の一つである『世記経』は『長阿含経』の第四分であり、〈大善見王経〉類の箇所を有する『遊行経』は『長阿含経』の第一分である。そこで、「本来の『長阿含経』は第三分までであって、第四分は後世の付加である」とする見解に従えば、⁽⁶³⁾〈世記経〉類の「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」は先行する〈大善見王経〉の王城の描写に影響を受けて成立しているように思われるので、まず〈大善見王経〉類を見てみよう。

3

〈大善見王経〉類

上に挙げた24例でも分かるように、〈大善見王経〉類には、パーリ文、梵文、そしてチベット語訳もある。最初にパーリ文『長部』・『大善見王経』より見ていくことにする。

Kusāvati Ānanda rājadhāni sattahi pākārehi parikkhittā ahoṣi. Tattha eko pākāro sovaṇṇamayo, eko rūpimayo, eko veḷuriyamayo, eko phalīkamayo, eko lohitaṅkamayo, eko masāragallamayo, eko sabbaratanamayo.

.....

Kusāvati Ānanda rājadhāni sattahi tāla-pantihi parikkhittā ahoṣi. Ekā tāla-panti sovaṇṇamayā ekā rūpimayā, ekā veḷuriyamayā, ekā phalīkamayā, ekā lohitaṅkamayā, ekā masāragallamayā, ekā sabbaratanamayā.⁽⁶⁴⁾

(アーナンダよ、クサーヴァティー王城は七〔重〕の垣 (pākāra) によっ

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

て圍繞されて (parikkhittā) いた。すなわち、垣の一つは金でできており、一つは銀でできており、一つは瑠璃でできており、一つは水晶でできており、一つは珊瑚でできており、一つは車渠でできており、一つは一切の宝石でできているものであった。

.....

アーナンダよ、クサーヴァティー王城は七 [重] のターラ樹の並木によって圍繞されていた。ターラ樹の並木の一つは金でできており、一つは銀でできており、一つは瑠璃でできており、一つは水晶でできており、一つは珊瑚でできており、一つは車渠でできており、一つは一切の宝石でできているものであった。)

この箇所によれば、王城であるから「城壁」とも訳されている“pākāra” (「垣」) が「七 [重]」とあるが、これに対して〈阿弥陀経〉においては、極楽は王城ではないから、「欄楯」と訳されている“vedikā”となっているのである。王城はこの「七 [重]」の垣によって圍繞され、更に「七 [重]」のターラ樹の並木によって圍繞されて」いるのである。〈阿弥陀経〉に先行する、このような〈大善見王経〉や、次に取り上げる〈世記経〉の文に従って〈阿弥陀経〉における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」が表されているとすれば、「行樹」はインドにおいて現代でも見られる、霊場へ至る参道の両側に列をなして聳え立っている並木ではなくて、文字どおり極楽を「周匝圍繞」しているのである。(ただし、失訳『般泥洹経』⁽⁶⁵⁾や竺仏念訳『遊行経』⁽⁶⁶⁾には、「七重行樹」にあたる箇所はなく、ターラ樹について「道を挟(宋本、元本、明本では「夾」、聖語藏本では「挾」とある)みて両辺に多隣樹を生ず」とか「その城の処処に多隣樹を生ず」とある。⁽⁶⁷⁾)なお、パーリ文『大善見王経』において「七 [重]」と訳した箇所は、他の和訳では「七 [種]」、あるいは「七 [宝]」と訳されているものもある。この箇所の「七」は、これらの、いずれの意にも取ることができるからである。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

ところで、『阿弥陀経』では、「極楽世界には、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、みなこれ四宝、周匝し圍繞せり」という表現になっているので解りにくいのであるが、「七〔重〕」と表される理由が、このパーリ文『大善見王経』のように、王城の垣や行樹が一つが金、一つが銀、一つが瑠璃、一つが水晶、一つが珊瑚、一つが車渠、一つが一切の宝石という七宝でできているから、七〔重〕の垣といい、七〔重〕の行樹というのであるとすれば、「七」と表される原意は直接的には「七宝」の「七」からきていることになる。七宝 (sapta-ratna) については、詳しい論者があって、その中に次のようなことが述べられている。

sapta ratna の語はリグ・ヴェーダにすでに三回みえるが、それが何を意味したかは不明であるという。しかし、仏教の七宝は世紀前四世紀ころ(?) のピプラーワーの宝石相(金、銀、水晶、珊瑚、真珠、玉髓、アメジスト、トパーズ) にたぶん対応している。⁽⁶⁸⁾

具体的に何であったかは不明にしても、七宝の観念はリグ・ヴェーダにまで遡ることができるようである。

次に梵文『大善見王経』を見てみる。

kuśāvaty ānanda rājadhānī saptabhiḥ prākāraiḥ parikṣiptā babhūva
caturvidhaiḥ prākāraiḥ sauvarṇai rājatair vaiḍūryamayaiḥ sphaṭika-
mayaiḥ |

.....

kuśāvati rājadhānī saptabhis tālapañtibhiḥ parikṣiptā babhūva catur-
vidhais tālaiḥ sauvarṇai rājatair vaiḍūryamayaiḥ sphaṭikamayaiḥ |⁽⁶⁹⁾

(アーナンダよ、クシャーヴァティー王城は、金でできており、銀でできており、瑠璃でできており、水晶でできている、四種の垣 (prākāra) よりなる、七〔重〕の垣 (prākāra) によって圍繞されていた (parikṣiptā)。

.....

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

クシャーヴァティー王城は、金でできており、銀でできており、瑠璃でできており、水晶でできている、四種のターラ樹よりなる、七〔重〕のターラ樹の並木によって圍繞されていた。）

中村博士は、この箇所を次のように訳している。

「クシャーヴァティーなる首都は、七重の城壁でとり囲まれていた。また黄金より成り、銀より成り、瑠璃より成り、水晶より成る四重の城壁によっても囲まれていた。

クシャーヴァティーという首都は、七重のターラ樹の列で囲まれていた。そうして四種類のターラ樹で囲まれていた。すなわち、黄金より成るもの、銀より成るもの、瑠璃より成るもの、水晶より成るものである。」⁽⁷⁰⁾

これでは七重と更に四宝より成る四重の城壁があり、また七重と更に四宝より成る四種類のターラ樹があることになってしまう。

金・銀・瑠璃・水晶でできている、四種の垣と四種のターラ樹よりなる、七〔重〕の垣と七〔重〕のターラ樹の並木によって圍繞されている王城とは、例えば、『中阿含経』・『大善見王経』によれば、「拘尸王城の周匝七重に四宝の多羅樹を行らす。金・銀・瑠璃及び水精なり。金多羅樹は銀の葉・華・実、銀多羅樹は金の葉・華・実、瑠璃多羅樹は水精の葉・華・実、水精多羅樹は瑠璃の葉・華・実なり」とあるように、一つ一つの垣とターラ樹が四種の寶石でできていて、「金のターラ樹には銀の葉・華・実」というように組み合わせられ、それが王城を七重に圍繞しているというのである。ところで、先に「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」とある箇所については、『阿弥陀経』の原本は、既に成立していた〈世記経〉の表現を取り入れたと見てよいのではないかと述べたが、「皆是四宝」とある箇所については、『阿弥陀経』はこの梵文『大善見王経』に「金でできており、銀でできており、瑠璃でできており、水晶でできている、四種の垣よりなる、七重の垣によって」とあるような、

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

〈大善見王経〉の表現を取り入れたと見たい。と言っても、『阿弥陀経』の原本が〈大善見王経〉から直接取り入れたのではなく、次に取り上げる『大楼炭経』系の〈世記経〉を通してであろう。その他、〈大善見王経〉類の経典で目を引くのは、竺仏念訳『遊行経』では「その城は七重、城を遶る欄楯もまた七重」とあって、城が欄楯によって圍繞されていることになっていること、白法祖訳『仏般泥洹経』に「城中の宝樹」、闍那崛多訳『仏本行集経』に「いちいちの城内にみな七重の宝多羅樹あり」、義浄訳『毘奈耶雜事』に「城に七重の垣院ありて、周匝し圍繞せり。これらはみな、四宝をもって成ぜるところなり。謂ゆる金・銀・瑠璃・水精なり。…。七院中においてのおのおの多羅樹ありて行列をなし、みな四宝をもって成ぜり。…」とあるように、ターラ樹の並木は城内にあるとするものがあることである。

4

〈世記経〉類

次に〈世記経〉類を見てみよう。まず〈世記経〉類では最古訳（291～312年訳出）である法炬訳『大楼炭経』では、

難陀浴池東有園、名賢上。有七重欄楯・七重交露・七重行樹、周匝圍繞。
以四宝作之。姝好金・銀・水精・琉璃。

（難陀浴池の東に園あり、賢上と名づく。七重の欄楯・七重の交露・七重の行樹あり、周匝し圍繞せり。四宝をもってこれを作る。[すなわち] 姝好なる金・銀・水精・琉璃なり。）

とある。一見して気付くことは、「羅網」のところが「交露」となっている以外、『阿弥陀経』とほとんど同じであることである。続いて『阿弥陀経』の訳出（402年）からそんなに離れていない413年の訳出である『長阿含経』第四分・『世記経』にはいくつかの世界や場所が取り上げられているが、そ

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

の世界や場所の描写の一部として繰り返し出てくるのが、

其城七重、七重欄楯・七重羅網・七重行樹、周匝校飾、七宝所成。乃至無
数衆鳥、相和而鳴。⁽⁷⁷⁾

(その城は七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、周匝
し校飾せり。七宝の成ずるところなり。乃至無数のもろもろの鳥、相和
して鳴く。)

というような箇所である。「七重欄楯」以下が定型表現であることを「七重
欄楯…。乃至無数衆鳥、相和而鳴」で表している。そして、ここでは、上で
見てきたパーリ文『大善見王経』と同じように、「七重の欄楯」などは「七
宝の所成」となっている。次に、闍那崛多訳『起世経』(達摩笈多訳『起世
因本経』⁽⁷⁸⁾は訳文がほとんど同じであるから略す)を見てみる。

諸神住所、…、七重欄楯・七重鈴網、復有七重多羅行樹、周匝圉遶、端嚴
可愛。其樹皆以金・銀・琉璃・頗梨・赤珠・車渠・瑪瑙七宝所成。⁽⁷⁹⁾

(諸神の住所は、…、七重の欄楯・七重の鈴網あり、また七重の多羅行樹
あり、周匝し圉遶し、端嚴にして可愛なり。その樹はみな金・銀・琉璃・
頗梨・赤珠・車渠・瑪瑙の七宝をもって成ずるところなり。)

ここで注目されるのは、「端嚴可愛」という文である。これは梵文『阿弥
陀経』における“citrā darśanīyā”(「きらびやかで、美しい」)に相当する
箇所のように思われるが、「その樹はみな…七宝をもって成ずるところなり」
となっていて、『阿弥陀経』とは異なり、パーリ文『大善見王経』と同じ表
現である。

以上、〈世記経〉類を検討してみても言えることは、『阿弥陀経』における
「七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり。みなこれ四宝、周匝圉繞せり」
の文は最古訳の『大樓炭経』の文に近く、「七宝所成」とある『世記経』、
『起世経』、『起世因本経』などとは伝承の系統が異なるようである。従って、
『阿弥陀経』・「讚宝樹莊嚴」段は、現存する諸經典の中では、〈世記経〉類、

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

特に『大樓炭経』の表現に最も近い定型表現を採用しているように思われる。そして、その〈世記経〉は北伝系の〈大善見王経〉の王城の表現を承けているようである。なお、梵文『阿弥陀経』によれば、欄楯とターラ樹の並木は七〔重〕とあるが、羅網については「鈴のついたもろもろの網」とあって、「七〔重〕」とはなっていない。次に見る梵文『八千頌般若経』では、単数で表され、「鈴のついた金の網」とある。

5

〈般若経〉類・その他の大乘経典

以上において見てきたのは、パーリと阿含系の諸経典であるが、次に大乘経典を取り上げてみよう。まず、小品系〈般若経〉である梵文『八千頌般若経』におけるガンダヴァティーという都城の描写を見てみたい。

asti kula-putretaḥ pañcabhir yojana-śatair Gandhavatī nāma nagarī
sapta-ratna-mayī saptabhiḥ prakārair anuparikṣiptā saptabhiḥ pari-
khābhiḥ saptabhis tāla-pañktibhir anuparikṣiptā … | sarvāvati ca sā
nagarī sauvarṇena kiṅkiṇī-jālena praticchannā |⁽⁸⁰⁾

(善男子よ、ここより五百ヨージャナのところに、ガンダヴァティーという七宝のできている都城がある。[その都城は]七〔重〕の垣 (prakāra) によって圍繞され (anuparikṣiptā)、七〔重〕の壕によって、七〔重〕のターラ樹の並木によって圍繞されていた。…。そして都城全体が、鈴のついた金の網によって覆われていた。)

ここには『阿弥陀経』の「讚宝樹莊嚴」の箇所に対応する部分のみを取り出したが、梵文『八千頌般若経』では、ガンダヴァティーの描写はこの部分以下も続いている。それは『阿弥陀経』・「依報段」における描写のいくつかとほぼ一致する。藤田博士が「以上は、都城の描写であって、仏国土の描写

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

ではないから、必ずしも全部が対応するわけではないが、しかしここには極楽の描写との驚くべきほどの一致が認められる。七重のターラ樹の並木にかこまれていること、黄金の鈴の網に飾られていること、…」と指摘しているごとくである。⁽⁸¹⁾

次に、『阿弥陀経』の「讚宝樹莊嚴」と、それに対応する漢訳の、小品系・小品系の〈般若経〉類およびその他の大乘經典の部分とを対比して、目につく箇所を見ておく。

漢訳では最古訳（175年訳出）の『道行般若経』では、

其城…。皆以七宝作城。其城七重。其間皆有七宝琦樹。…。其間皆有七宝交露、其間垂鈴。⁽⁸²⁾

（その城は…。みな七宝をもって城を作る。その城は七重なり。その間にみな七宝の琦樹あり。…。その間にみな七宝の交露あり、その間に鈴を垂らす。）

この『道行般若経』も、その他の漢訳の小品系〈般若経〉類も「その城は七重」とあるが、以下は「七宝の琦樹」、「七宝の交露」とあるように、「七宝」で表されていて、当然のことではあるが、「みなこれ四宝」という記述はない。この箇所に限って言えば、『阿弥陀経』とは系統が異なるようである。

次に小品系〈般若経〉類を見てみると、竺叔蘭訳『放光般若経』⁽⁸³⁾と鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜経』⁽⁸⁴⁾は小品系と同じく「七宝」で表されているが、玄奘訳『大般若波羅蜜多経』・「初会」には「七重欄楯」、「七重行列宝多羅樹」とある。⁽⁸⁵⁾

また、「その他の大乘經典」として既に揚げておいたように、竺法護訳『海龍王経』⁽⁸⁶⁾（285年訳出）と『普曜経』⁽⁸⁷⁾（308年訳出）に「七重欄楯・七重行樹・七重交露」、鳩摩羅什訳『華手経』⁽⁸⁸⁾（406年訳出）に「七重欄楯・七重宝網、…、宝樹行列」、同じく鳩摩羅什訳『持世経』⁽⁸⁹⁾（401～409年の間に訳出）に「七重行樹、諸宝羅網」、菩提流志訳『被甲莊嚴会』⁽⁹⁰⁾（『大宝積経』所収、

706～713年訳出)に「七重行樹、…、七重鈴網、…、七重羅網」という訳語がある。

6

さて、本稿の初めにおいて、香月院が「讚宝樹莊嚴」の箇所を講義している中で、極楽をどのように見るかという重要な問題を提起しているところを取り上げた。香月院はこの『阿弥陀経』の箇所を『観無量寿経』の「宝樹観」と、善導大師の『観経疏』・「定善義」における「宝樹観」の解釈に従って理解し、解説している。それによれば七重の行樹が欄楯、羅網そして宮殿などによって莊嚴されていて、それが宝樹と呼ばれる所以であるが、その宝樹が極楽の各所にあり、また列をつくり、処々に宝林になっているという。それを香月院は「如是莊嚴した所の宝樹が極楽国中には所所にあり」と述べ、その経証として「ゆえに称讚浄土経には所所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹と説き給ふ」と『称讚浄土経』の文を引いている。

ところが、この『称讚浄土経』については、藤田博士によって、誤訳例の指摘などがあり、その訳出についての疑念が提示されている。そこで、『称讚浄土経』の「所所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹」の箇所について梵文と対照して、検討してみたい。

まず、『大正蔵』によって、念のため当該箇所を見てみよう。

極楽世界浄仏土中、处处皆有七重行列妙宝欄楯・七重行列宝多羅樹、及有七重妙宝羅網、周匝圍繞。四宝莊嚴、金宝・銀宝・吠琉璃*璃宝・頗胝迦宝、
妙飾間綺。⁽⁹¹⁾

*琉璃は宋本・元本・明本の三本では、璫とある。

(極楽世界浄仏土の中には、处处にみな七重行列の妙宝欄楯・七重行列の宝多羅樹あり、及び七重の妙宝羅網あり、周匝し圍繞せり。四宝の莊嚴、

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

[すなわち] 金宝・銀宝・吠琉璃宝・頗胝迦宝もて妙飾間綺せり。)

香月院の引く『称讚浄土経』には、「所所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹」とあるが、『大正蔵』では「処処皆有七重行列妙宝欄楯・七重行列宝多羅樹」とある。「所所」と「処処」とは、意味には違いはないから、『講録』の筆記者は問題としなかったのであろう。ところで、ここで取り上げたいのは、『称讚浄土経』の訳出者が「処処にみな七重行列の妙宝欄楯・七重行列の宝多羅樹あり、及び七重の妙宝羅網あり、周匝し圍繞せり」と、七重の欄楯、七重の行樹そして七重の羅網が極楽世界の「処処」にあって、周匝し圍繞していると訳していることである。〈阿弥陀経〉に限って言えば、この「処処皆有」という言葉の有無によって、極楽世界における七重の欄楯や七重の行樹などの莊嚴のイメージは違ったものになる。そこで、本稿の初めに出しておいた梵文『阿弥陀経』の和訳の必要な箇所をもう一度見てみよう。

極楽世界は、七〔重〕の欄楯、七〔重〕のターラ樹の並木、鈴のついたもろもろの網によって飾られ、ぐるっと圍繞され(samantato'nuparikṣiptā)、きらびやかで、美しい。[それら七〔重〕の欄楯などは] 四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている。

現存の梵文には、「処処」に当たる言葉はない。あえて探してみれば、「ぐるっと」と訳した“samantatas”と同じく、“samanta”から作られる副詞の“samantāt”の漢語訳の用例の中に「処々」とある。⁽⁹²⁾しかし、『称讚浄土経』には「讚宝樹莊嚴」に続く「讚宝池莊嚴」の初めのところにも、

又舍利子、極楽世界浄仏土中、処処皆有七妙宝池。⁽⁹³⁾

(また舍利子、極楽世界浄仏土の中には、処処にみな七妙宝池あり。)

とあって、「処処皆有」という語句があるが、梵文では、

punar aparaṃ Śāriputra Sukhāvatyāṃ lokadhātau saptaratnamayaḥ
puṣkariṇyaḥ |⁽⁹⁴⁾

(また、次に、シャーリプトラよ、極楽世界には、七つの宝石からできて

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

いる、もろもろの蓮池がある。)

とあり、「処処」に当たる語はない。同じく「讚宝池莊嚴」の中に、

tāsu ca puṣkariṇīṣu samantāc caturdiśaṃ catvāri sopānāni citrāṇi darśanīyāni … |⁽⁹⁵⁾

(また、これらの蓮池には周囲四方に、四つの階段があって、きらびやかで、美しい。)

とあり、ここでは「周囲」と訳した“samantāt”という語が見られる。これは上で述べたように、「処々」とも訳される語であるが、『称讚浄土経』の当該箇所では、

四面周匝、有四階道。⁽⁹⁶⁾

(四面を周匝し、四つの階道あり。)

とあって、ここも「処処」とはなっていない。

さらに梵文には、

tāsāṃ ca puṣkariṇīnām samantād ratnavrkṣā jāṭās citrā darśanīyāḥ … |⁽⁹⁷⁾

(また、これらの蓮池の周囲には、宝石の木々が生い繁り、きらびやかで、美しい。)

とあって、ここにも「周囲には」と訳した“samantāt”という語が見られるが、『称讚浄土経』では、

諸池周匝、有妙宝樹、間飾行列、…、甚可愛樂。⁽⁹⁸⁾

(もろもろの池を周匝し、妙宝樹あり。間飾行列して、…、はなはだ愛樂すべし。)

とあり、「周匝」と訳されていて、「処処」ではない。

以上のように見てくると、「讚宝樹莊嚴」における“samantatas”または“samantāt”という語は、『称讚浄土経』においては「周匝」と訳されている。「処処皆有」に当たる語句は、現存の梵文、チベット語訳そして鳩摩羅

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

什訳『阿弥陀経』には見られず、原本にもなかったとすれば、『称讃浄土経』の付加ということになる。とすれば、何故付加されたのであろうか。これは全くの仮説であって、何の裏付けも筆者には出せないが、既に取り上げた、善導大師の『観経疏』・「定善義」の「宝樹観」を解釈する言葉の中で、「これ弥陀の浄国は広闊無辺なることを明かす。宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」という言明が引掛かる。藤田博士によれば、『称讃浄土経』が永徽元年（650年）正月一日に大慈恩寺の翻経院で訳出された頃には善導（613～681）はすでに長安に入って教化活動を行っていて、慈恩寺（＝大慈恩寺）に止住していたことを証明する金石文も二つも存在するとして、「慈恩寺は十余院もある広大な寺院であったから、玄奘の翻経院の近くの院で善導が説法をしていたのかもしれない。おそらく、玄奘と会う機会もあったことであろう」と言われている⁽⁹⁹⁾。善導大師が繰り返し行ったであろう『観無量寿経』や『阿弥陀経』の講説、またはその講説にもとづいて作られたであろう極楽の変相図の公開、そして変相図にもとづいて行われたであろう絵解きの説教などによる、極楽についての情報は、一それらの情報の中に、善導は極楽について「宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」と述べているというのもあって一、『称讃浄土経』を訳出しつつあった玄奘の翻経院にも届いていたのではないか。「处处皆有」というのは、その反映と考えられないだろうか。もしそうだとすれば、「善導と玄奘との関係を知る手がかりはまったくない」と言われている⁽¹⁰⁰⁾、その二人ではあるが、「处处皆有」という、一筋の糸によって繋がっていることになる。これは筆者の単なる妄想に過ぎないであろうか。

おわりに

ところで、〈阿弥陀経〉に先行し、「依報段」の「勝相」に影響を与えてい

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

る経典の一つと見られる〈世記経〉を、例えば、最古訳の『大樓炭経』より分かりやすく訳している『長阿含経』・『世記経』の「阿須倫品」によって見てみると、阿須倫王、すなわち阿修羅王の城について次のような記述がある。

須弥山北大海水底、有羅訶阿須倫城。縦広八万由旬。其城七重、七重欄楯・七重羅網・七重行樹、周匝校飾、以七宝成。…

其阿須倫王所治小城、当大城中、名輪摩跋吒。縦広六万由旬。其城七重、七重欄楯・七重羅網・七重行樹、周匝校飾、七宝*所**成。…。

於其城内、別立議***堂。名曰七尺利沙。堂牆七重、七重欄楯・七重羅網・七重行樹、周匝校飾、七宝所成。⁽¹⁰¹⁾…

*宋・元・明の三本は以七宝。**宋・元・明の三本は所はなし。

***宋・元・明の三本は義。

(須弥山の北の大海水の底に、羅訶阿須倫の城あり。縦広八万由旬なり。その城は七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、周匝し校飾し、七宝をもって成る。…

その阿須倫王の所治の小城は、大城の中に当たって、輪摩跋吒と名づく。縦広六万由旬なり。その城は七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、周匝し校飾し、七宝の所成なり。…

その城内において、別に議堂を立つ。名づけて七尺利沙という。堂牆は七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、周匝し校飾し、七宝の所成なり。…)

以下においても、同じような文が繰り返されているのであるが、このような箇所はここだけでなく、他の箇所にも見られる。⁽¹⁰²⁾「七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹」は大城、その中の小城、議堂などにも周匝し校飾しているのである。とすれば、このような文は、極楽世界について善導大師によって「宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」とあることや、『称赞浄土経』に「处处皆有」とあることを支持するのであるが、『阿弥陀経』では、恐ら

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

く〈大楼炭経〉系の定型表現の描写の影響を受け、その一部分を取って、「極楽国土には、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり。みなこれ四宝、周匝し圍繞せり」と表しているのであろう。

ところで、「周市」について、善導大師の「宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」という言明に合わせて、「四宝で飾られた七重の宝樹などが、極楽国土のいたるところにめぐらされている意」と註記したり⁽¹⁰³⁾、「四宝を以て作られ、国の至るところ彼処此処をめぐってをる⁽¹⁰⁴⁾」と表しているものがあるが、“samantatas”は「まわりにぐるっと」の意であろうし⁽¹⁰⁵⁾、香月院も「周市圍繞」について、「周市とは取りまわすことなり。圍繞とは取りかこむこと」と理解している。従って、『阿弥陀経』においては、「周市」に「いたるところ」または「国の至るところ彼処此処を」という意は直接にはないと思われる。なお、梵文『無量寿経』(*The Larger Sukhāvativyūha*)では、次のような箇所がある。

evaṃrūpair ānanda saptaratnamayair vṛkṣaiḥ saṃtatam tad buddhak-
ṣetraṃ samantāc ca kadalīstambhaiḥ saptaratnamayai ratnatālapaṅk-
tibhiḥ cānupariḥṣiptam, …⁽¹⁰⁶⁾

(アーナンダよ、かの仏国土は、このような七つの宝石でできている木々に覆われ、また、ぐるっと (samantāt)、七つの宝石でできている芭蕉の幹と、宝石のターラ樹の並木とによって、圍繞されている (anupariḥṣiptam)。…)

註

- (1) 『大正蔵』12巻、346頁、下段。
- (2) *Sukhāvati-vyūha, Description of Sukhāvati, the Land of Bliss*, ed. by F. Max Müller and B. Nanjio (Anecdota Oxoniensia, Aryan Series, Vol. I, Part II, Oxford, 1883) 所収の *The Smaller Sukhāvati-vyūha* (以下 Sm.

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

下 *Sm. Sukh.* という), p.93, ll. 9-13. なお、藤田宏達『阿弥陀経講究』(以下『講究』という。裏79-88頁)所収の *The Smaller Sukhāvativyūha*, Emended text of F. Max Müller's edition by K. Fujita. によって補正。*Sm. Sukh.* については以下同じ。

- (3) 中村元・早島鏡正・紀野一義訳註・ワイド版岩波文庫『浄土三部経』(下)(岩波書店、1991年、改版第1刷)、136頁。なお、『浄土真宗聖典一原典版一』(本願寺出版部、1985年、150頁)にも「ミナコレ四宝周市困遶セリ」とある。
- (4) 同上、170頁。
- (5) 『講究』の「訳註」(262頁、下段)によれば、“cf. J. S. Speijer, *Sanskrit Syntax*, Leyden, 1886, p.84; S. Sen, *An Outline Syntax of Buddhistic Sanskrit*, Calcutta 1928, p.43.” とある。
- (6) 香月院深励『阿弥陀経講義』(『香月院深励著作集』七、浄土三部経講義3, 法蔵館、1981年)149頁、同『仏説阿弥陀経講義』八卷(『仏教大系』「浄土三部経」第五所収、1929年、仏教大系刊行会、187頁)。
- (7) 同上、『阿弥陀経講義』148-149頁、『仏説阿弥陀経講義』185-186頁。
- (8) 『大正蔵』12巻、342頁、中段。
- (9) 『真宗聖教全書』一、三経七祖部(興教書院・大八木興文堂、1961年)508頁。
- (10) 例えば、『無量寿経』では「恢廓曠蕩、不可限極」(『大正蔵』12巻、270頁、上段)とあり、『浄土論』、すなわち『無量寿経優波提舍願生偈』では「廣大無辺際」(『大正蔵』26巻、230頁、下段)とある。
- (11) 『大正蔵』12巻、348頁、下段。
- (12) 藤田宏達「玄奘訳『称讃浄土仏摂受経』考」(『印度哲学仏教学』第13号、1998年、1-35頁)。
- (13) 中村元『大乘仏教Ⅱ 大乘仏教の思想』(『中村元選集』[決定版]第21巻、春秋社、1995年)712-735頁。
- (14) 平川彰『初期大乘と法華思想』(『平川彰著作集』第6巻、春秋社、1989年)17-22頁。
- (15) 藤田宏達『原始浄土思想の研究』486-505頁。
- (16) 同上、500-501頁。
- (17) *The Land of Bliss, The Paradise of the Buddha of Measureless Light*, Sanskrit and Chinese Versions of the Sukhāvativyūha Sūtras, Introductions and English Translations by Luis O. Gómez, University Hawai'i Press, Honolulu and Higashi Honganji Shinshu Otani-ha, Kyoto, 1996, P. 260.
- (18) 註(15)。なお、藤田博士は「類似説から見た起源考」において〈大善見王経〉類を「転輪聖王神話」、〈世記経〉類を「北クル州神話」と呼んでいる。

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (19) *The Dīgha-Nikāya*, ed. by T.W.Rhys Davids and J. Estlin Carpenter, Vol. II, The Pāli Text Society, Repr., 1966, p. 170, l. 17-p. 171, l. 9.
- (20) *Das Mahāparinirvāṇasūtra*, Text in Sanskrit und Tibetisch, verglichen mit dem Pāli nebst einer Übersetzung der chinesischen Entsprechung im Vinaya der Mūlasarvāstivādins, auf Grund von Turfan-Handschriften herausgegeben und bearbeitet von Ernst Waldschmidt, Teil III, Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin. Klasse für Sprachen, Literatur und Kunst, Jahrgang 1950 Nr. 3., Akademie-Verlag Berlin, 1951, S. 306, 34. 2, 34. 6., 臨川書店、1986年、復刻。
- (21) *Ibid.*, S. 308, 34. 2, 34. 6.
- (22) 『大正藏』1巻、515頁、中一下段。
- (23) 『中阿含經』の訳出者と訳出年については、僧祐撰『出三藏記集』（以下『出三』という）巻九所収の「中阿含（含は麗本には鎔とあるが、宋本・元本・明本の三本による。以下同じ）經序」に「然後乃以晉隆安元年、…更出中阿含。…請僧伽提和軛胡為晉。…至來二年（398）…、草本始訖」（『大正藏』55巻、64頁、上段）とある。この「經序」は麗本（すなわち『大正藏』）の『中阿含經』末尾に少し省略もあるが、「後出中阿含經記」（『大正藏』1巻、809頁、中一下段）として出ている。また、『出三』巻二の僧伽提婆の項に「中阿含經六十巻」とあり、その割註に「晉隆安元年…於東亭寺訳出。至二年（398）…訖」（『大正藏』55巻、10頁、下段）とある。
- (24) 『大正藏』1巻、21頁、中段。
- (25) 『長阿含經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の仏馱耶舎の項に「長阿含經二十二巻」とあり、割註に「晉弘始十五年（413）出。竺仏念伝訳」（『大正藏』55巻、11頁、中段）とある。また、釈僧肇「長阿含經序」（『大正藏』55巻、63頁、下段）も同じ。
- (26) 『大正藏』3巻、660頁、上段。
- (27) 『仏本行集經』の訳出者と訳出年については、費長房撰『歷代三寶紀』（以下『三寶紀』という）巻12の「闍那崛多」の項に「開皇十二年」（『大正藏』49巻、103頁、中段）とあるが、脚註の宋本、元本、明本、宮本にあるように、「開皇十一年（591）」とする。
- (28) 『大正藏』24巻、393頁、上段。
- (29) 『根本説一切有部毘奈耶雜事』の訳出者と訳出年については、智昇撰『開元釈教録』（以下『開元録』という）巻九の「義淨」の項に「根本説一切有部毘奈耶雜事四十巻」とあり、割註に「景龍四年（701）…訳」（『大正藏』55巻、568頁、上段）とある。
- (30) 『大正藏』1巻、280頁、上段。

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (31) 『大樓炭經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の「法炬・法立」の項において、四部の中に「楼炭經六卷」とあり、「右四部、凡十二卷。晋惠懐（＋帝）宋本、元本、明本の三本）時（291-312）、沙門法炬訳出」（『大正藏』55巻、9頁、下段）とある。
- (32) 『大正藏』1巻、120頁、上段。
- (33) 註(25)参照。
- (34) 『大正藏』1巻、310頁、下段。
- (35) 『起世經』の訳出者と訳出年については、『開元録』巻七の「闍那崛多」の項に「起世經十卷」とあり、割註に「第五訳。…崛多・笈多二法師共出（宋本、元本、明本の三本によれば出は訳とある）」（『大正藏』55巻、549頁、上段）とある。「597（年）」については「或は開皇十七年（597）以後に」とある小野玄妙『仏書解説大辞典』別巻・仏典総論（大東出版社、改訂発行、1978年）137頁、上段による。「604年」については、道宣撰『大唐内典録』（以下『内典録』という）巻五の「達摩崛多」の項に「仁寿之末（604）[闍那] 崛多…流携東越」（『大正藏』55巻、280頁、上段）による。
- (36) 『大正藏』1巻、366頁、上段。
- (37) 『起世因本經』の訳出者と訳出年については、『内典録』では「達摩崛多」の項に「東都起世經十卷」（『大正藏』55巻、280頁、上段）とあり、『開元録』では「起世因本經十卷」（『大正藏』55巻、551頁、下段）とあり、この經典は「從大業初年（605）、終大業末歲（617）。訳大方等善住意等經九部、…」（『大正藏』55巻、552頁、中段）の中に入っている。
- (38) *Abhisamayālaṅkāra' ālokā Prajñāpāramitāvyākhyā*, the Work of Haribhadra, ed. by U. Wogihara, Tokyo, The Toyo Bunko, Second printed 1973, p. 932, ll. 18-21, p. 933, l. 3, *Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*, with Haribhadra's Commentary Called Āloka, ed. by P. L. Vaidya, Buddhist Sanskrit Texts-No. 4, Darbhanga, 1960, p.240, ll. 7-9, ll. 15-16.
- (39) 『大正藏』8巻、471頁、下段。
- (40) 『道行般若經』の訳出者と訳出年については、未詳作者「道行經後記」（『出三』巻七所収）に「光和二年（179）…。時伝言訳者（者訳とあるのを、元本と明本によって訳者とする）月支菩薩支讖」（『大正藏』55巻、47頁、下段）とある。また、『出三』巻二の「支讖」の項に「般若道行品經十卷」とあり、割註に「光和二年…出」（『大正藏』55巻、6頁、中段）とある。
- (41) 『大正藏』8巻、504頁、中段。
- (42) 『大明度經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の「支讖」の項に「明度經四卷」とあり、「支讖以呉主孫權黃武初（222）至、孫亮建興中（253）所訳出」（『大正藏』55巻、7頁、上段）とある。

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (43) 『大正藏』8巻、580頁、下段。
- (44) 『小品般若波羅蜜經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の「鳩摩羅什」の項に「弘始十年(408)」（『大正藏』55巻、10頁、下段）とある。釈僧叡作「小品經序」（『大正藏』55巻、55頁、上段）も同じ。
- (45) 『大正藏』8巻、669頁、上段。
- (46) 『仏母出生三法蔵般若波羅蜜多經』の訳出年については、『大中祥符法宝録』巻第十二（『宋蔵遺珍』六（新文豊出版公司、中華民国六十七年）、3893頁、上段、以下『祥符録』という）によれば、「起咸平六（1003）春、終景德元（1004）冬」とある。
- (47) 『大正藏』8巻、142頁、上段。
- (48) 『放光般若經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻七に収録されている「放光經記」に「以元康元年（291）五月十五日、…、時執胡本者于闐沙門無叉羅、優婆塞叔蘭口伝」（『大正藏』55巻、47頁、下段）とあり、釈道安作「合放光光讚略解序」にも、「放光…、到元康元年五月、乃得出耳…、放光于闐沙門無叉羅執胡、竺叔蘭為訳言」（『大正藏』55巻、48頁、上段）とある。実際の訳出者は竺叔蘭である。
- (49) 『大正藏』8巻、417頁、上段。
- (50) 『摩訶般若波羅蜜經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の「鳩摩羅什」の項に「（弘始）六年（404）…訖」（『大正藏』55巻、10頁、下段）とある。釈僧叡「小品經序」（『大正藏』55巻、53頁、中段）も同じ。
- (51) 『大正藏』6巻、1060頁、中段。
- (52) 『大般若波羅蜜多經』の訳出者と訳出年については、『内典録』巻五の「玄奘」の項には「顯慶四年（659）」（『大正藏』55巻、282頁、中段）とあり、『開元録』巻八の玄奘の項には「至龍朔三年（663年）…畢」（『大正藏』55巻、555頁、中段）とある。
- (53) 『大正藏』15巻、140頁、中段。
- (54) 『海龍王經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の「竺法護」の項に「海龍王經四卷」とあり、その割註に「太康六年（285）…出」（『大正藏』55巻、7頁、中段）とある。
- (55) 『大正藏』3巻、513頁、下段。
- (56) 『普曜經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の「竺法護」の項に「普曜經八卷」とあり、その割註に「永嘉二年（308）五月出」（『大正藏』55巻、7頁、中段）とある。未詳作者「普曜經記」（『大正藏』55巻、48頁、中段）も同じ。
- (57) 『大正藏』16巻、129頁、中段。
- (58) 『華手經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻二の「鳩摩羅什」の項に「華首經十卷」（『大正藏』55巻、10頁、下段）とあり、訳出年については『三寶

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

紀』卷八の「鳩摩羅什」の項に「華首經一十卷」とあり、その割註に「弘始八年（406年）訳」（『大正藏』49巻、77頁、下段）とある。

- (59) 『大正藏』14巻、651頁、中段。
- (60) 『持世經』の訳出者については、『出三』卷二の「鳩摩羅什」の項に「持世經四卷 或三卷」（『大正藏』55巻、10頁、下段）とあるが、訳出年については不明。「鳩摩羅什」の項の最後の箇所「右三十五部、…、以偽秦姚興弘始三年（401年）至長安、於大寺及逍遙園訳出」（『大正藏』55巻、11頁、上段）とあり、卒年の409年説については、横超慧日・諏訪義純『羅什』（「人物 中国の仏教」、大蔵出版、1982年）113-118頁参照。
- (61) 『大正藏』11巻、134頁、中段。
- (62) 『被甲莊嚴會』の訳出者と訳出年については、『開元録』卷九の「菩提流志」の項に「大宝積經一百二十巻」とあり、その割註に「神龍二年（706）創首、先天二年（713）功畢」（『大正藏』55巻、569頁、中段）とある。
- (63) 小山一行「解題」（『新国訳大蔵經』阿含部3、『長阿含經III 他』（大蔵出版、1995年、4頁）。前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』（山喜房仏書林、1964年、第1刷）620頁、およびその「註(4)」635頁参照。
- (64) 註(19)。
- (65) 『大正藏』1巻、185頁、中段。
- (66) 同上、21頁、中段。
- (67) 同上、下段。
- (68) 定方晟「七宝について」（『印度学仏教学研究』第24巻第1号、1975年、90頁、上段、およびその「註(27)」91頁、下段）。
- (69) 註(20)。
- (70) 中村元『遊行經』下〈阿含二〉（『仏典講座』一、大蔵出版、1985年、547頁）。
- (71) 『大正藏』1巻、515頁、下段。
- (72) 同上、21頁、中段。
- (73) 同上、169頁、下段。
- (74) 『大正藏』3巻、660頁、上段。
- (75) 『大正藏』24巻、393頁、上段。
- (76) 『大正藏』1巻、280頁、上段。
- (77) 同上、120頁、上段。
- (78) 同上、366頁、上段。
- (79) 同上、310頁、下段。
- (80) 註(38)。
- (81) 註(15)の藤田宏達、前掲書、477頁。
- (82) 『大正藏』8巻、471頁、下段。

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (83) 同上、142頁、上段。
- (84) 同上、417頁、上段。
- (85) 『大正蔵』6巻、1060頁、中段。
- (86) 『大正蔵』15巻、140頁、中段。
- (87) 『大正蔵』3巻、513頁、下段。
- (88) 『大正蔵』16巻、129頁、中段。
- (89) 『大正蔵』14巻、651頁、中段。
- (90) 『大正蔵』11巻、134頁、中段。
- (91) 『大正蔵』12巻、348頁、下段。
- (92) 荻原雲来編纂・辻直四郎協力『漢訳対照 梵和大辞典』（鈴木学術財団、1979年、増補改訂版）の“sam-anta”の項（1412頁、左）における“~tāt”の漢訳の用例の中に「処々」が挙げられている。
- (93) 『大正蔵』12巻、348頁、下段。
- (94) *Sm. Sukh.* p.93, ll. 14-15. 『講究』裏80頁、11-12行。
- (95) *Ibid.* p.93, ll. 18-19. 『講究』裏80頁、15-16行。
- (96) 『大正蔵』12巻、348頁、下段。
- (97) *Sm. Sukh.* p.93, ll. 20-21. 『講究』裏80頁、18-19行。
- (98) 『大正蔵』12巻、349頁、上段。
- (99) 註(12)の藤田宏達、前掲論文、24-25頁。
- (100) 同上、25頁。
- (101) 『大正蔵』1巻、129頁、中段。
- (102) 「忉利天品」（『大正蔵』1巻、131頁、上段）参照。
- (103) 註(3)のワイド版岩波文庫『浄土三部経』（下）170頁。
- (104) 柏原祐義『浄土三部経講義』（東方書院内仏教聖典講義刊行会、1935年）466-467頁。
- (105) 註(92)。“sam-anta”の項に、副詞として“~m”には「まわりにぐるっと」、
“~tāt”には「ぐるっと四方に」とある。“~tas”の場合も同じ意味であろう。
- (106) *Sukhāvativyūha*, édité par Atsuuji Ashikaga, Kyoto, Librairie Hōzōkan, 1965, p.32, ll. 22-24. なお、藤田宏達訳『梵文和訳 無量寿経・阿弥陀經』（法蔵館、1979年、第2刷）所収の「梵文補正表（無量寿経）」によって補正。